

第六十三回
參議院運輸委員會會議錄第五號

昭和四十五年三月十二日(木曜日)

午後一時三十分開会

日記本のとおり

理
事

温水
三郎君

岡本 悟君
富夫君
慶吉君
藤田 進君
谷口 金丸

四庫
一
卷

政府委員

運輸省船舶局長
運輸省航空局長
海上保安廳長官

事務局側

運輸大臣官房審議官 内村 信行君

本日の会議に付した案件

○運輸事情等に関する調査
(運輸行政の基本方針に関する)

○港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十部 運輸委員会會議錄第五号

昭和四十五年三月二十一日
〔參議院〕

会議録 第五号

ただ、鉄建公団ができてから日が浅いのでありますからして、するからして、十分その性格の分離、国鉄の性格と鉄建公団が持つ性格といふものが明確に区分されておらない。それがために行政監理委員会においては、どうも国鉄と同じようなことをするなれば二つのいわゆる組織は必要ないじやないか、もし鉄建公団をほんとうに有効に使うのであるならば、国は思い切ったいわゆる出資を行なり、助成措置を行なう、そういうことによって地方の開発に対しても役立たせるといふ性格を明確にするべきだらうというのが勧告の趣旨だらうと思うのであります。実際上の趣旨はそこにあると思います。

そういう意味において、全国新幹線の場合におきましてもある程度採算に乗るやうな新幹線を全国新幹線網の中でも、ある程度採算性の可能なものとあるいは準可能なものと、当分の間、相当長期間の間、新幹線網の一部においては赤字を続ければならない。こういうものに対しても国がある程度のめんどうを見なければ、実際上の船にかけざるを得ないけれども、国全体の総合的な開発を行なう、こういう意味ではこれはやつていかなければならない。こういうものには、國があいたもちにならざるを得ない。こういうようなら私は見解を持つております。したがつて、新幹線網の工事が行なわれる場合、建設費といふものはその観点から別個の財源を考えなければならぬ。

そうして国鉄自身が行なうものはやはり從来どおり独立採算制としてこれを行なわしめていくという意味においては、会計的にはどういう扱い方をするかは別にいたしましても、実質的にはそのような考え方にはつきりと分けていかなければ、いまおっしゃるような在来線の復旧、改良、あるいは建設といふものができなくなる心配がありますので、具体的にこれを決定していく場合においては、それらのことを十分勘案して、及び財源等も考えながら措置をいたしたい、かように考えておられます。

年間で一兆をわけですから、さうと。そうすると、十一兆というと一年分の運輸収入全部を立てなければならぬということになる。これだけは鉄道に応分の負担をさせて新幹線を建設をさせる、いうことは不可能に近いことになる。その財源はどうやってどこに求めるかということは、やはり新幹線のプランを示す以上は明らかにする必要があるんじやないかと思うんですね。これだけの財源の裏づけをここに明らかにしないで、プランだけを立てるということとはまさに絵にかいだもぢあるし、あるいはもつと、これはぬか喜びをされる、たとえばカラー写真に写したデコレーションで、新幹線みたいなもので、色どりはあざやかだけれども、食うわけにはいかない、こういうことになつて、一体政府としてはどういう担当があつて、このことなのか。当然なにしたこういうプランを公表するというのには少し無責任になりますしかねないかと心配するというのには少し無責任になりますしかねないかと心配するので、その点についてお考ををお聞きしたいわけです。

一元化を目的とする鐵道建設審議會のほうできめられたので、政府としてはあらためてこれから考へるといふ意味の御答弁をなんですかねと、自民黨のほうで、すでに選挙のときから新幹線の構想を刷りものにして宣伝していくわけですよ。先般も自民党からそういう計画があつて、それを国会に示すといふ話があるのでですから、政府として全然腹案がないということにはならないと思う。いままことに對して、建設をせよといふ決議に対しても、則として賛成であります。だがしかしながら、年度の、四十五年度の予算で、五億一千万円、鐵、鐵建公團及び政府、運輸省、これ合合わせて五億一千万円の調査費を計上いたしてありますが、そういう将来必要であろうという前提立つて、五億一千万円の調査費をこの四十五年度の予算で御審議を願つておりますが、この結果基づいて、実は財源等々も政府としては考えにくい。こういう考え方であつたわけがありますが、時代はどんどんと進化して生産は拡大されおる。まごまごしておつたのじや間に合わない。ぜひととこういうことを運輸省は考える、政黨は行なうべし、こういう決議をちょうだいいたしましたので、その決議に従つて、われわれがこれから財源等を検討するということを考えいかなければならぬと思つてあります。ただ、その財源をそんな検討すると言つてもしかたがないじやないかという御意見をあろうと思ひますのが、まだ具体的に、しからばこういう財源があると、どう一言に申し上げる程度に、きのう決議をちよだいしたのでありますからして、その検討は進んでおりませんが、國鉄の収入を当てにするとか、あるいはそれによつて元利を支払っていくといふようなどあいにはまいらない。したがつて、やはりこれは政府としては衆知を集め別個の財源を求める、一部は別個の財源を求めるなりあるいは一般会計からの出資を求めるなり、いろいろの方方法を考えいかなければならぬと、かように考えております。

で何も考えていなかつたということにはならぬと思うのです。これは自民党でもう計画しているわけですから、自民党でそういう案を出してくるからこそ鉄道建設審議会でも、この趣旨については別に異存はないといふことで決議をされたことだろうと思う。だから、問題は、財源についてこれから衆議を集めて、というふうにおっしゃいましたけれども、衆議を集めていたんでは十一兆という金は簡単に出でこないと思うのです。すでにある程度の日算算があつてのことではないかと、自民党といふともこういう計画を立てる以上、それがなれば、私は意味がないと思うのです。計画だけちらつかせたところで意味がないと思う。だから、その財源をどこに求めるか、どういう腹案があるかということをあわせて示すのでなければ、この計画の実現性が危ぶまれてもしようがないわけですね。だから、すでにこういう案は、公式に発表になつたのは、建設審議会のほうからの公式のほうは最近だとして、政府としてあるいは対応として、自民党としても、まあ考えを持つていなければならぬことだと思いますから、その点をお伺いしたわけなんです。これから検討するといふだけではなはだたよりないといふことなんですね。それでも一度意を押してお聞きしたいのですけれども、それじやこの財源は、鉄道の、現在の国鉄のこの財政の中でやりくりするといふことでなくして、全く別個に財源を求める、つまり国鉄の新幹線以外の在来線の建設であるとか、改良であるとか、整備であるとか、これらの問題については、いささかも新幹線網のために犠牲になると心配はないんだ、こういう考え方にしての新幹線の構想であるといふように理解をしてよろしいのかどうか。ちょっと質問の形を変えますけれども、そういう点について大臣の見解を承りたいと思います。

に、いまお話をあつたように、党側においてこの問題はかなり前から進めておつたようであります。その中の構想の一つによれば、はたして政府がこれを採用するかしないかはこれから検討しなければなりませんけれども、その中には、世にいうところの田中構想なるものもあります。それは高速道路、新幹線等を使うのだといふのもあります。これも一つの考え方であらうと思います。あるいはまた、他に目的的的なものを考えるといふことも一つにあらうと思いますが、いずれにせよ、政府として具体的にこれを財源にするという段階には至つておらない。これからもちろん、調査が一年で完了して工事が始まるといふなまやさしい問題でもありませんので、調査にも多少の年月はかかると思います。したがつて、その間におけるやはりきつとした実行計画といふものを立てなければならぬと思いますからして、その際にももちろん、財源をちゃんと裏づけとして皆さん御審議を仰ぐことにならうと思います。

第二の問題、在来線のほう、それからもう一つ

は、従来の国鉄の収入を全然財源にしないかとい

うお話であります、全然これを財源の一つに加

えないという意味ではありません。もちろん、こ

れは国鉄がそれによつて運営し、かつまた料金の

収入を得るわけでありますから、でき上がつたも

のは、でありますからして、国鉄の収入を全然財

源に加えないといふことはありません。財源の一

部である。ただ、いまお話がありましたように、

新幹線を建設するために在来線を犠牲にするとい

う考え方はとらない。在来線の改良あるいは新線

計画等がありますからして、これらは支障なく進

めるような措置を財政計画の上で立てなければな

らぬ、かように考えております。

○瀬谷英行君 鉄道の建設についてちょっと私も

考えたんですけれども、道路の場合と鉄道の場合

と、たとえば東海道新幹線と東名高速道路と、こ

れは一時期競争していたような時期があつた。土

地の買収なんかも両方で競争をしてやるので、価

格をつり上げていくといったような話を聞いたこ

に、ある。道路の建設と鉄道とは、使命においては、その利用する場合は自動車と鉄道といふふうに違つておりますけれども、使命においては似ているわけです。だから、これを鉄道も道路も全然関係なく別々にやることではなくて、道路と鉄道といふものを有機的に一つの交通体系の中を考え建設していくという方法もあるのじやないかという気がするのです。いま、たとえば国道十七号線に沿つてバイパス道路をつくつてあります。このバイパス道路が四十メートルほど幅があるといふことなんですが、たとえば四十メートル幅があるとすれば、四十メートルのうち、まん中の十メートルを高架の鉄道にする。両側に十メートルずつ上り線、下り線の自動車道路をつける。さらにその外側に五メートルずつ歩道をつけあるいは自転車道をつけるといふようにすれば、四十メートルの中に自動車道あるいは中央分離帯と兼ねて鉄道も両方できるわけです。こういふふうに利用していくとほうが、同じ土地を買収するには経済効率がいいんじゃないかといふ氣がするわけですが、実際は、鉄道は鉄道でどつかに土地を求め、道路は道路で別に土地を求めるといふことが今日行なわれています。しかも、買収の費用といふものはたいへんな金額になるわけですから、そういう不経済なことをやつておつたのは、なかなか進歩しないのじやないか。道路網も鉄道網も、両方とも壁にぶつかって、思うようにいかないのじやないかといふ氣がするのです。こういふ点を総合的に見ておつたのではありますから、そういう点を考えて技術的に計画をするといふふうな構想はないものかどうか。大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本登美三郎君) おっしゃるとおり、私もその点については配慮をしたいと考えております。せんだつても大蔵大臣それから経済企画庁長官、根本建設大臣等に申し入れをしましり、私もその点についても配慮をしたいと考えておつしやいましたので、計画を練る際には御意見等を入れて検討したい、かように考えておりま

す。

○瀬谷英行君 たとえば本州一四国間の橋も、鉄道、道路の併用橋を建設するために新しく公団を発足させることにしたい、こういふお話、これは大臣の所信表明の中にありましたけれども、橋なんかの場合、これは鉄道と道路を両方併用しようと、こういふ構想です。で、この四国と本州との間に橋をかけるといふ問題なんですかとも、いま三ヵ所候補地があがつて、それぞれが激しい競争をしているわけですが、うちのところが一番いい

とがある。道路の建設と鉄道とは、使命においては、その利用する場合は自動車と鉄道といふふうに違つておりますけれども、使命においては似ているわけです。だから、これを鉄道も道路も全然関係なく別々にやることではなくて、道路と鉄道といふものを有機的に一つの交通体系の中を考え建設していくという方法もあるのじやないかといふ気がするのです。いま、たとえば国道十七号線に沿つてバイパス道路をつくつてあります。このバイパス道路が四十メートルほど幅があるといふことなんですが、たとえば四十メートルのうち、まん中の十メートルを高架の鉄道にする。両側に十メートルずつ上り線、下り線の自動車道路をつける。さらにその外側に五メートルずつ歩道をつけあるいは自転車道をつけるといふようにすれば、四十メートルの中に自動車道あるいは中央分離帯と兼ねて鉄道も両方できるわけです。こういふふうに利用していくとほうが、同じ土地を買収するには経済効率がいいんじゃないかといふ氣がするわけですが、実際は、鉄道は鉄道でどつかに土地を求め、道路は道路で別に土地を求めるといふことが今日行なわれています。しかも、買収の費用といふものはたいへんな金額になるわけですから、そういう不経済なことをやつておつたのは、なかなか進歩しないのじやないか。道路網も鉄道網も、両方とも壁にぶつかって、思うようにいかないのじやないかといふ氣がするのです。こういふ点を総合的に見ておつたのではありますから、そういう点を考えて技術的に計画をするといふふうな構想はないものかどうか。大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本登美三郎君) おっしゃるとおり、私もその点については配慮をしたいと考えておつしやいましたので、計画を練る際には御意見等を入れて検討したい、かように考えておりま

す。

○瀬谷英行君 たとえば本州一四国間の橋も、鉄道、道路の併用橋を建設するために新しく公団を発足させることにしたい、こういふお話、これは大臣の所信表明の中にありましたけれども、橋なんかの場合、これは鉄道と道路を両方併用しようと、こういふ構想です。で、この四国と本州との間に橋をかけるといふ問題なんですかとも、いま三ヵ所候補地があがつて、それぞれが激しい競争をしているわけですが、うちのところが一番いい

のだと、このことで、それで私ども委員会で視察に行つてみても、視察した個所のどの部分も架橋について非常に熱心です。それで話を聞いてみると、どこももつともらしく聞くことができるわけです。これも全国新幹線と同様に、そちらの川にかける橋とわけが違いますから、非常に大規模な橋になるわけです。相当ばく大な財源を必要とするのじやないかといふ気がいたします。こういう海上に橋をかけるといつたような問題は、これも安上がりなどじやないのですし、また安上がりにやろとして手を抜かれたりすると、とんでもないことになりますから、相當に慎重にやらなければなりませんけれども、三カ所も一べんにやるというふうに利用していくとほうが、同じ土地を買収するには経済効率がいいんじゃないかといふ氣がするわけですが、実際は、鉄道は鉄道でどつかに土地を求め、道路は道路で別に土地を求めるといふことが今日行なわれています。しかも、買収の費用といふものはたいへんな金額になるわけですから、そういう不経済なことをやつておつたのは、なかなか進歩しないのじやないか。道路網も鉄道網も、両方とも壁にぶつかって、思うようにいかないのじやないかといふ氣がするのです。こういふ点を総合的に見ておつたのではありますから、そういう点を考えて技術的に計画をするといふふうな構想はないものかどうか。大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本登美三郎君) 今度の本四連絡橋

公団ですかね、この法案はもう皆さんのもので、これは建設委員会のほうで審議をやり、あるいは皆さんにも御審議を願うことにならうかと思ひます。が、予算措置として内容的に決定しましたのは、これだけの調査費はつけると。そこで、しかしながら、調査をするにしても、いわゆる内外といいますか、主として国内でしようけれども、最も権威ある技術者を集めて十分な本格的調査をしなければならぬ。従来建設省、運輸省ではそれぞれの橋についてあるいは軌道について下調査といいますが、調査は進めてまいりました。しかししながら、それだけではもちろん不十分であります。ということで、今回相当の額を乗せまして、そしてとりあえずこの公団のやるべき目的は実地調査並びに架橋に必要な技術開発を行なうと、こうことでひとつ発足をさせようというような意見で今回公団が発足しました。もちろん、これはそれらが済めば当然工事をも、運営等も公団がやることになるわけではありますけれども、とりあえずはそのような目的で今回の予算がつけられておるわけであります。

そこで、実地調査及びそれに必要な技術開発といふものは、当然これは地理的条件あるいは気象、海象等の条件が違いますから、それれに同

時に調査をしなければ、いざが先にやるべきかどうかといふ問題は決定をいたさぬわけであります。でありますからして、来年度いま持ちました予算をもつて、ただいま申しました実地調査、これは経済調査その他も含まれます、そういう調査と同時に条件の違う技術の開発ですね、条件が違いますからいろいろの技術が必要だらうと思ひます、その必要なる技術の開発、こういうことによつて三ルートとも同時に、これが以上のようになりますから、あるルートは二年か三年か知りませんが、その間に完全に技術的にも経済的にも可能であり、経済的にもどの程度のものであるかといふことが出てくる場合もありましょ。あるルートはそこまで技術的な問題でなお残つてゐる点がある、こうじるものもある

と思ひます。そういうふうなことに従つて、たゞえ本年三ルートとも実地調査及び技術開発についての調査をいたしましても、その実際上の実施はやはり前後は生ずるのでないか。その場合に、やはり前後は生ずるのでありますから、経費を使ふ場合においても必ずしも二重の不利益にはならぬし、日本の經濟、財政上の意味においても、必ずしも極端な負担を与えることはならないの意味で、少なくとも来年度については、いま申した実地調査及び技術開発といふものは三ルートとともにこれをやつていく、こういう方針で予算の審議をお願いすることに相なつてゐるわけであります。必ずしも極端な負担を与えることはならないの意味で、少なくとも来年度については、いま申した実地調査及び技術開発といふものは三ルートとともにこれをやつしていく、こういう方針で予算の審議をお願いすることに相なつてゐるわけであります。

○瀬谷英行君 調査は三ルートとも同時に行なうと、こうことはわかりました。

では、その調査の結果、各ルートでもつていろいろと優劣といいますか違いが出てくると思いますね。どのルートも同じ費用で同じ期間でできるという結論は出てこないと思う。そういうふうになつた場合に、一体どういう順序でもつてやろうとされるのか、その辺が問題だらうと思う。で、先ほども申し上げましたように、これは膨大な費用を要するわけですから、総花式に着工も同じように思うことになりますと、これは四国に橋をかけるために国内の川の橋すらできなくなりふりにされるといふことになると、たいへんに迷惑なことになると思うんですね。何か一つ事に目標を置くと、そのことにだけすべて集中して他はなされども狂いかくると思ひますけれども、この公団は三つともやる公団である、こうじふうに御了解願いたい。

○藤田進君 それで、手元にあると思うんですが、このいわゆる基本方針のまま受け取りますと「鉄道、道路の併用橋を建設するため、来年度新しく公団を」と、こうなつておりますから、これは児島一坂出といいますか、あれが併用橋といわれているので、尾道一今治とか、あるいは明石一淡路島一鳴門、この関係ではこれはもうないといふことがはつきりする。技術的にも今日それは明確にいわれていると思うんです。特に、淡路一明石の場合には併用橋は無理だ、それから尾道一今治の場合も併用橋の計画はない。國鐵、運輸省とされては児島一坂出といふことであるだけに、こういうふうに明確になりますと、三ルートともや

したいと思います。

○國務大臣(橋本豊美三郎君) ただいま申しましたように経済調査、将来の発展計画等のいわゆる実地調査といふものと、技術開発等の調査ができるまして、それによって結局着工順位がきまつていいく、こういうふうに御理解願えなければけつこうだと思います。

○藤田進君 関連して。

○國務大臣、いまの点につきまして、一般的の「運輸行政の基本方針について」という中では非常にはつきり実は言われて、書面でも配付されております。それは「また、これに関連して、青函連絡鉄道の建設を引き続き推進する一方、本州と四国との間に鉄道、道路の併用橋を建設するため、来年度新しく公団を発足させること」といたしたい」と、こうきめられていてるわけで、私は、とすれば、今度の公団は、おのずからルートはきまつてくるわけであります。これとの関連において、ひとつ明確にしておいていただきたい。

○國務大臣(橋本豊美三郎君) いま読ませましたように、公団は三ルートともやるというたてまえであります。ただ着工は、技術開発、実地調査等に従つて多少の時間といふか、年月か知りませんけれども、狂いかくると思ひますけれども、この公団は三つともやる公団である、こうじふうに御了解願いたい。

○藤田進君 それで、手元にあると思うんですが、このいわゆる基本方針のまま受け取りますと、どうもくどいようですが、三つともいま検討中で、その結論が、あるルート一本ですね、それが最効率的である、技術的にもい、等々の結論が出ますと、その併用橋からかかっていくといふことに、まあ國の帰結としては当然となるわけでござりますね、そういうふうことでござりますか。要するに併用橋をやるんだけど、どこかはこれは今後の問題だが、鉄道との併用橋でないものはこの公団ではやらないんだといふふうに、まあいろいろ伝えられておりますが、この際、そのほんとうのところを聞きたいんですが。

○國務大臣(橋本豊美三郎君) ただいま申しましたように、実地調査、技術開発等の研究を待つて、そこで初めて決定するといふことでありますからして、いまここでどれがどうといふ結論は、

るんだがまだいま検討中といふことについては、若干ここに明確に文書もあり、基本方針でもありますに、もしこちらの文書のほうが、先般言われたほうが若干誤解を与えることであれば訂正していただきくとか、どうして今まで

は、併用橋のために公団がつくられるといふことであればこれまでそれといふことで、その点ははつきりしていたただきたいと思う、これとの関係であります。

私も技術者でもありませんし、日本の最高権威を集め、これは何年かかりますか、やるわけあります。が、その結論を待つて決定をすると。ただし、必ず併用橋をつくるんだと、その中でですね、その方針には変わりはないと、こういうことがあります。

○岡三郎君 関連して。

大臣、まあ私自身もあそこの三本のルートを調査に行つたわけですが、具体的にそのときの認識は、児島一坂出間は鉄道併用橋だと、これは連絡船があるということです。それで、明石一鳴門のほうは実態的にはこれは無理ではないかということで、これはやるとすれば道路専門でいくんだといふうな、それから広島のほうから行くところの線も、これも併用橋ということよりも、四国一中国をつなげる道路といふ形でこれは推進するんだと、こういふうな一つの意識論から、いま藤田さんのほうから、おのずから併用橋といふことになると児島一坂出といふものが浮かんてくるんじゃないかといふうとにられたと思うんです。だから、これはまあ運輸大臣の方針ですから、建設大臣のほうはどういふうに書いているか知りませんがね、建設省のほうは、今度は道路を主体にして公団でつくるんだといふ形で言つてゐるかもわかりませんので、この新しく生まれてくる公団自体がまあ建設、運輸両省でこれは共管して、建設省のほうは、今度は道路を主として公団でつくるんだといふ形でありますから、双方見ないといふことはわかりませんが、いままでのいろいろな検討といふ中から生まれてきた一つの線といふのは、併用といふことになると児島一坂出ルートといふのが、連絡船との関連もあってこれだといふふうに思つていていたわけです、われわれは。だから、検討する結果、どこにも併用橋をつくるんだといふのは、これはちょっとオーバーじゃないかという感じがするんですが、これはどうなんですか。

○國務大臣(橋本登美三郎君) だから、技術開発——技術的に可能かどうかといふ問題がまず第一の前提です。その場合に、技術的に可能である

にかかるわらず四国との間には併用橋一本でいいと結論も出ません。御承知のように、いま全国新幹線網といふものを考えますといふと、それには二十年、三十年という将来を考えるならば、もし技術的に可能であれば何も一本でなくともいいといふ、二本も三本も要るかもしれません。ですから、この際一本でなければならぬという結論を出す必要があります。

○岡三郎君 そうすると、建設省の意向は別にして、運輸省としてはできれば三本併用橋でもしたいのだという意欲をここに表現したということがあります。○國務大臣(橋本登美三郎君) どうも少し私の言ふのが足らないのかも知れませんが、ただ御承知のように、鐵道幹線網といふか、鐵道網の考え方二つあります。一つは、一般鐵道網を考えている、現実に大部分ができ上がっておる。もう一つは、新幹線網といふものを考えておる。ですから、そういう観点からいなれば、将来は可能性があるならば、新幹線網と一般鐵道網といふものができることが好ましいんですね。そうでよいから、建設省のほうは、今度は道路を主として公団でつくるんだといふ形でありますから、双方見ないといふことはわかりませんが、いままでのいろいろな検討といふ中から生まれてきた一つの線といふのは、併用といふことになると児島一坂出ルートといふのが、連絡船との関連もあってこれだといふふうに思つていていたわけです、われわれは。だから、検討する結果、どこにも併用橋をつくるんだといふのは、これはちょっとオーバーじゃないかという感じがするんですが、これはどうなんですか。

○國務大臣(橋本登美三郎君) だから、技術開発——技術的に可能かどうかといふ問題がまず第一の前提です。その場合に、技術的に可能である

の場合一体新幹線はどこを通るか、一般鐵道はどう通るかということは、經濟効果及び技術の上から具体的にこれから検討してまいり、こういうことであります。いま申したような、四国といえどもわれわれの愛すべき國土でありますから、そこだけは一般鐵道だけでよろしいのだといふわけにはまいらない。

○藤田進君 この点は黙つておさまとわかつたようになりますから、関連ですからあらためてまたお伺いすることといたしますが、建設省は技術的には三ルートとも可能だということで、どこか知らないが、地点はというもう日程ではないのであります。相当日程は進んでまいりまして、ルートもあります。相当日程は進んでまいりまして、ルートもあるいは技術的な検討もあらましではあるが建設省も済ませて、すでに技術的に三ルートとも可能である、併用橋はどこ、ロード専用はどこだといつたように、これも區別されていくだけに、運輸大臣のこの所信表明といふのは、若干掘り下げてみませんと真意がよくわかりませんわけで、私はまたあらためてやらしていただきたい。

○瀬谷英行君 昨日、ジャンボジェット機が羽田に来たわけですが、十年ぐらい前には、あいの三百六十人も乗れるというような、とほうもないう飛行機が羽田にあらわれるということを私どもはちょっと予想できませんでした。だとすると、これから先五年、十年後には、あのジャンボジェットよりもっと大きなものが出現するといふことは、想像よりも大きいといふことはならない。ですから、技術的にいわば、少なくとも一本は考えるべきである。運輸行政からいなれば、百年先、三百百年先のこととはさておきまして、ここ一二、三十年のことを考えても、本土では一般鐵道網といふものは八割どおりはできてるでしょ

う。その上に新幹線網といふことによつて全国の均衡ある發展をやろうとしているでしょ。それだけに、四国だけは一般鐵道でよろしいといわなければいけないのかですね。しかし、一つの軌道の中を新幹線と一般鐵道は通れないのですから、どうかという点は考えなければならぬ。しかし、それがわざわざわかるを得ない。問題は、そういうものがやれるような技術的開発が可能かどうかといふ点は考えなければならぬ。

○國務大臣(橋本登美三郎君) だから、技術開発——技術的に可能かどうかといふ問題がまず第一の前提です。その場合に、技術的に可能であるうしても別個にやらざるを得ない。問題は、そ

も聞きましたし、ジャンボジェット機のあとは乱

気流が起るので、ほかの飛行機はしばらくの間

そのまま飛行することができる。しかし、このあとには入らないようにならなければなりません。

ところどころには、たとえば、成田のよう

いふ場所で、飛行機が飛ぶときに、たとえば、羽田へ行つて見てましましと、いろいろ説

明も聞いたんですけれども、うしろのほうでも

し、ものが吹き飛ばされてしまう、こういうこと

があらわれてきたんですから、空港の整備

がどうもわざわざの愛すべき國土でありますから、

そこだけは一般鐵道だけでよろしいのだといふわ

けにはまいらない。

○國務大臣(橋本登美三郎君) そういふことになると、将来ともいろいろと問題が起きる

ことになります。そこで、将来ともいろいろと問題が起きる

こと

ところですが二十年間といいますか、これから間はジャンボ時代に入ります。しかも数がふえてくる。こういう意味で、飛行場は二つや三つでも足りなくなるのじやないか。こういう意味では、もちろん、いまおっしゃったような、なおほかにも飛行場を求める必要がありはしないかと。いう御意向については同感でござります。ただし、いまの成田港は、いまの計画でどうしてもこの事を着手するという段階からいえば二つくらいでしようが、少なくとももう一つくらいは二十世紀末くらいまでには完成しておく必要がありまします。そうしてお将来に向かって、「二十一世紀に向かって工事を始める飛行場も出てくると思うのですね。そういう意味で、いわゆる成田空港を除いて他に求めるというようなことは不可能でありまして、いま成田空港は予定どおりいまの規模においてこれを完成しなければならぬ。ただ、これを私は大型機になるからして拡張しなければならないかといえば、私自身の考え方は、拡張をする考え方を持っています。というのは、一ヵ所でいわゆる収容し得る能力というものは大体限度があります。飛行場が大きければ大きいほど幾らでも飛行機を収容できるというわけにはまいりませんので、したがって、それよりは、五十キロ範囲内に幾つかの飛行場群を持つことのほうが適切であります。そういう意味で、成田空港を広げる意はありませんけれども、いま計画を立てた三百二十万坪の飛行場はできるだけ早く完成して、これが日本の国際空港に対する善処でなければならぬと、こう考えてあります。

この予想もできるわけでございます。

昨日まいりましたジャンボ、質の問題からいきますと、あいつた大型しかも高速化というよ

も非常に好位置にございまして、ソニックブームの影響は全くないと、かように考えられておる次第でございます。

と考えます。大型につきましては、ジャンボがすでに五百人近くでございますので、なお、さすがにこれが千人程度のものにもなるのはおそらく実現間違ひなかろうと、その筋ではいわれております。高速大型のものにつきましては、御承知の四十八年ごろを目指にしました英仏共同のコンコー

○委員長（温水三郎君） 次に、港則法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に関する承認権を行ないます。

に、最近発生した本州東方海域における大型船の海難事故につきましては、すみやかにその原因の総合的な調査を進め、対策を確立してまいりたいと存じます。」というふうに先般述べられました。去年から、「ぱりあー丸」が沈没し、「かりふおるにあー丸」が沈没した。こういう大型船が沈没をしておるわけあります。それは人命もかけがえのない損失でありますけれども、同時に、船も、五万トン、六万トンといふ船が荷物ごと沈んでしまうといふことは、これはたいへんな損失だろうと思うわけです。そういうことを考えますと、船が大型化するにつれて沈没の確率も高くなるということではしようがないと思うのですね。こういう問題は、船の経済性といったようなことから構成上の弱さとくらものも出てくるのじゃないかとうふうに、しきうと考えではありますが考え方れます。それらの点がやはり究明されなければならぬと思うのでありますけれども、一体運輸省としては、どこが責任を持つてどういう方法でこの海難事故についての総合的な調査を進めて、これについての大型船の遭難、まことに遺憾千万に存じます。なくなられた方々に対しても哀悼の意を表する次第であります。

これにつきましては、いま瀬谷さんのおつしやつたとおり、人間の命を、人命尊重といいま

すか大事にするというためには、これはあらゆる努力を払わなければならないし、それが文明国家の一つの目的でもあります。そういうことで、その原因につきましては、海難審判庁で専門家によって目下調査が進められておるのでありますからして、ほんとうの真の原因というものは、いま私たちはここで何に原因があつたか、船体の欠陥などがあるいは海象その他操作にあつたのか、いまここで具体的に私が原因を申し上げることができない状態でありますか、それはそれとして、真の原因究明は海難審判庁でやりますからして、それはその上でほんとうに本格的に調べてもらうことに「かりふおるにあ丸」の場合は生存者が多数おりますので、かなり私は原因探求の上では「ぼりはあ丸」よりは比較的に調査しやすいのではないかろうか。しかし、本体が中に沈んでおりますから、なほめんどうな点がありましようが、調べる上においてはかなりの便宜がはかられると思ひます。

ただ、それはそれといたしまして、とにかく、同じ東方海域の一帯で大型船が一ヵ年に四隻沈んでおるという事実は見のがせないのでありますし、また、失った人命もまことにお氣の毒にたえないのでありますから、そこで運輸省としては、臨時措置といたしまして、大型専用船海難特別調査委員会といふものを設置いたしました。これは言うなれば運輸大臣の一つの諮問あるいは臨時調査委員会のような性格のものであります。法的なものではありません。その特別委員会に対して、非常に具体的な船体構造も含めて、造船工学の上から見まして、船体構造の点あるいはその他いろいろの点等を含めて、どういう問題を十分に調査してもらいたい。こういう調査依頼をすると同時に、一方運輸省といたしましては、現在の「ぼりばあ」型を除いた大型船、これに対して直ちに総点検を命じまして、三月一ぱいにはほとんど全部の六十九隻の総点検、これは荷をおろしてそらして調べる。それによつて、もしストレス等が起きている場合があれば、それで対しては反措な

く船主に対して補強方を命ずる。こういう措置のもとに現在総点検を実施中であります。この二つによつて、海難審判庁の結論が出る前にでも予防措置を講じたい。かような方針で具体的に進めていっております。その調査会がどういう点を調べるかは、船舶局のほうから内容については御説明申し上げたいと存じますので、御了承願いたいと思います。

速記中止

速記をとめて

○委員長(温水三郎君) 速記を起として。

○説明員（内村信行君）「かりふおるにあ丸」遭難後の措置調査、この点につきましては、大臣から御説明申し上げまして、なおそのへさへについて説明せよということござりますので御説明いたします。

総合調査をやるために、大型専用船海難特別調査

委員会といふものを設けてその調査に当たつておりますという話を大臣から申し上げました。それ

につきましては、二月の二十日に第一回の特別調査委員会を開催いたしまして、その中では沿本、

氣象・海象それから運航との三つの部会を設けまして、それぞれのところで専門的IC調査をいたす

というふうなことにいたしました。それから、

次いで三月一日に第二回の特別調査委員会を開催いたしまして、そこで大体どういったような項目

議論が出たようでありまして、たとえて申し上げ
を調査項目としましてよいかということでいろいろ

ますと、海難当時の「かりふおるにあ丸」の運航

状態かどうかがどうであつたかとか、あるいは「かりをねるに丸」の海難当时、付近を航行中の他の船舶

がどういうふうな運航状態をしておつたであろうかといふこと、あるいは先ほど申し上げました点

検査対象船舶、それが十一月、一月、二月といった三ヶ月間の各該月成績としての算定

上りを冬季間にその当該海域におけるまでの運航状態はどうであったかといふうことの調査す

る。あるいは役所のほうといたしましては、海上保安庁でいま巡視船を出しまして、当該海域につ

いての海象を調査いたしておりますが、そろいつつた事柄をさらに三月一ぱしまで継続してやることとしております。さらに、具体的に申し上げますと、海流観測、水温観測、波浪観測等を行なうわけあります。さらに、気象庁におきまして、当該海域における海象、気象等について、過去二年間の資料に基づき統計的調査解析を行なうこととしています。あとは、そのほか船体と波との相関関係、それがどういったようなことであるかと、いうことを調査しようとすることを大体調査項目として取り上げて、なお、その詳細を今後どういうふうに詰めるかといふ実施要領につきましては、先ほど申し上げました三つの部会においてこれを取り上げていくということにいたしました。その結果、三月九日に船体構造の部会、それから三月十日に運航部会、それから三月十一日に気象、海象部会等が開催されまして、そういうことにについての検討をいたしていくという段階でござります。

○瀬谷英行君 船体構造、運航、海象それぞれの三専門部会を発足させて検討するということですが、それはどういうグループによつてそれぞれの部会は構成をされているのですか、その点をお伺いしたい。

○説明員(内村信行君) その部会を申し上げます前に、本委員のほうから申し上げたほうがわかりやすいかと思いますが、構成メンバーとしては、学識経験者の方々を中心にしていまして、それに官側も入るようになつてしまして、官民合同の一つの委員会といつものつくつたわけあります。そういたしまして、さらにその下に専門委員をつくりまして、その専門委員と正員とが合同して各部会をつくるということになつております。しかも、運航関係の方、こういった方々も加わりまして、その専門委員の中で、船体のほうの部会といつましても、寺沢先生、この方が部会長になられまして、そのほかの船体関係の方、それから、運航関係の方、こういった方々も加わりまして、一つの構成をしている。それから運航関係の方、それには浅井先生、これは東京商船大学の名譽教

授でござりますが、この人が部会長にならねまして、その中に運航経験者とか、あるいは船体の方もお入りになるということをやつております。船体といいますか、船体の運動性能に関する大学の先生、こういった方々がお入りになつております。それから、気象あるいは海象部会、そこは吉武現気象庁長官、これが部会長になりまして、その中に気象、波浪、そういうこととの研究専門家、こういう方が入つております。大体こういうふうなことであります。

○瀬谷英行君　たとえば海事協会の支部長が「やはり丸」の構造上に弱さがあるのじやないかと、いう見解を述べていてるといつたようなことがありました。だが、この海事協会とかあるいは船主協会とかいう団体のほかに、乗組み員の船長であるとか機関長であるとか、こういう乗組み員たちの見解といふのは反映されるようになつてゐるのかどうか、その点はどうですか。

○説明員(内村信行君)　いま御質問のありました乗組み員でござりますけれども、船の場合に最も責任を持つて、技術関係から運航関係についても知識を持つておられる方は船長さんであろうといふように考えております。したがいまして、この本委員では石割さんという方が船長経験者でござります。さらに、その専門委員の中には、これは現在在パイロットをやつておる方でござりますが、石田さんという方と山口さんという方がおられます。この方々はいづれも鉱石専用船の船長一年以上の、約一年ですかの経験の方でございまして、そういう方々によつて十分に代表し得るというふうに考えております。

○瀬谷英行君　船長経験者なんというのは、なるべく大ざいの船長経験者の話というのを実際には総合したほうがいいんじゃないかという気がする。わけですがね。内部的な問題については、特にきょうは申し上げませんけれども、構造上の弱さといふものを否定はできないんじやないかといふ気がする、現実に沈んでるんだから。そういう構造上の弱さというものを、技術的にはあれは間

それは問題がうやむやになつてしまつうところもある。だから、そういう意味では、構造上の問題は相当に、つまり経済性といふことよりも命尊重という立場に立つて考えていく必要があると思うし、そのための指導といふものは政府あるいは運輸省等において強く指導していく必要があるんじゃないいか、こういう気がするわけです。とくたとえば公害関係の問題になると、通産省や環境省の立場が違うといったような話も聞くわけがありますが、業者の立場に立つて、利用者といつてますか、乗り組み員の立場を考えないといつてならないことになると、この種の問題といふものはあとを絶たないと思うのです。だから、そういう構造上の問題について、運輸省自体が指導的な立場をとるが、その点は万全を期しておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤美津雄君) 運輸省としても、いろいろな輸送機関がございまして、安全第一ということで從来やっております。もちろん船のほうもその趣旨で進んでおります。したがって、経済性を先にするといふことは全然考えておりません。

それから、こういう大型船は大体国際航海をいたしますが、国際航海をいたします船は大体船級協会を取るのが国際的な常識になつております。それで、この船級といふのは、実はロイド船級協会から始まつた非常に古い制度でございますが、国際的にもそれぞれの会議をもちまして十分に技術内容を検討しておる基準でございます。したがいまして、先ほども先生がおっしゃった海事協会の規則も国際的に認められた規則になつておるわけでございます。したがいまして、現在の段階では原因がはつきりしませんが、一応、欠陥的な問題ではないといふふうに考えております。しかし、先ほど申し上げた大型専用船の特別部会で、特に船体構造部会がつくられまして、それでいろいろ問題点を摘出して、ランキングに検討していくといふ

ますが、今日のところ、まだ、海上保安庁の船として十分自信を持って採用できるかどうかということについては、はつきり申し上げられないような状況でございます。

それから航空機の問題でございますが、今度の「かりふおるにあ丸」の事件に照らしましても、特に中遠距離海難ということに関連して、航空機の重要な性といふものは非常に高いわけでございまして、それに比しまして、私どもの現在の航空機による救難体制は非常に弱体でございまして、たとえば、二十四時間待機体制をとつていてないというようなところがござります。したがって、当面の問題としては、海上自衛隊の派遣要請あるいはその他の協力を願いたしまして、とにかく、緊急に遭難現場に飛行機を持っていけるように協力体制を今後緊密にかっていきたい。また、私ども自身の少数の飛行機ではございますが、これをもつと有効に活用できないかという点についても、いま鋭意検討中でございます。ただ、根本的にはやはり私どもの現在の航空体制というものが弱体であるといふことはいなめない事実でございまして、これにつきましては早急に検討をして、こういうことでござります。

その次に、もう少し基本的な問題といたしまして、いわゆる海難救助機として、いまお話をございましたように、ヘリコプターというようなものの、特に大型ヘリコプターといふようなものがどうであるか、あるいはまた、航空機と船艇とのいわゆる海難救助における立体的な連係動作というものをどのように考えるかということは、私ども自身としてもまだ勉強しなければならない点が多数ございます。そこで昭和四十五年度の予算で、海難救助の効率化に関する調査といふ予算をお願いいたしました、金額は調査費でございますので百萬円程度でござりますが、この調査におきまして、いま私が申し上げましたようないろいろな点を基本的に検討いたしまして、その調査結果に基

づいて今後の私どもの救難体制をつくり上げていきたい。このような考え方でござります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(温水三郎君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船員法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

船員法(昭和二十一年法律第百号)の一部を次の

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船
附 則

この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。